

質 疑 應 答

問 行政廳に非ざる者が都市計畫事業に屬する道路の新設を爲す場合に於ては道路法の規定に依るべきものなるや御教示を乞ふ(神戸生)

答 都市計畫法に於ては、都市の交通に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲の施設は都市計畫事業として執行することゝしたが爲に、都市の交通を掌るべき道路に關する工事を都市計畫事業として執行することを得るのは勿論であるが、此場合に於て道路法の規定に依るべきものなるや否やは、議論の存する所である、都市計畫法が都市百年の長計を定むるが爲に、その計畫に屬する各種事業を統一して連絡を圖つた趣旨よりするときは、其の事業に關する他の法律の規定を排除したものと解するの一説ではあるが、事業の連絡を圖るが爲には都市計畫事業とせず、唯だ計畫として之を決定すれば足る物であつて、事業の執行に關しては、その事業に付き存する法律を排除すべき何等の根據がないと言ふのも亦一説である、何れも相當の理由はあるが、是等は立法論又は政策論であつて法律論ではない、法律解釋論よりするときは、苟くも事業を執行する場合に於て其の事業に關する法律の規定する所に依るべきは勿論であつて、是は原則である、此原則を打破るべき例外規定が都市計畫法に存した場合に於てのみ都市計畫法の規定に依るべきものである。

今質問に係る所の、行政廳に非ざる者が、都市計畫事業に屬する道路の新設を爲すべき場合に於ける都市計畫法の規定を觀るに、都市計畫事業は勅令の定むる所に依つて行政廳之を執行するが、主務大臣が

特別の必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り行政廳に非ざる者をして其の出願に依り都市計畫事業の一部を執行せしむることが出来る旨を規定し、之を執行する場合には内務大臣の特許を受くべきことを定めた、此特許を受けた者は都市計畫事業の一部に屬する道路工事を執行する権利を取得するだけであつて、未だ道路法上に於ける道路工事を執行する権利を得た者でない、何となれば道路の管理行爲は道路管理者に於てのみ行使することを得るものであつて、法律に特別の規定ない以上は、管理者以外の者が之を行使すべきものでない、若し之を内務大臣の権限に屬せしめたものとすれば、法律は内務大臣の都市計畫事業執行の特許に因つて、道路管理者の権限に屬する道路工事の許可を受けたるものと看做すべき旨を規定するのが當然であるからである、故に此場合に於ては道路法第二十四條の規定に依つて管理者の許可を受くべきものと解す(田中幹事)

問 行政区劃の境界に係る橋梁の不用物件を公共團體に交付する割合の定め方に付御示しを乞ふ(名古屋市KIT生)

答 行政区劃の境界に係る橋梁に關する費用の負擔に付きては、關係行政廳の協議に依つて定め、協議調はざる場合に於ては主務大臣之を決定するのであるが、其協議に依つて定めた、費用を以て維持管理せられた橋梁から生じた不用物件の處分に付きては、道路法第六十二條の規定に依る不用物件等の管理及處分に關する勅令、大正八年勅令四七四號の規定に依つて道路に關する費用を負擔した公共團體に交付せらるゝのであるが、此の場合に二以上の公共團體が道路費用を負擔したものであるときは、監督官廳の許可を得て管理者が交付の割合を定むるのであつて、管理者の任意に定め得る所であるが、その定め方如何は、公共團體の利害に重大な關係があるから、公平に定むることを

必要とす。

その定め方の公平を期するには一定の標準に依ることを要し、管理者の統轄する公共團體だけの利益を圖つてはならぬ、道路法に於ては費用の存する所収入も亦之に伴ふ主義を採用したことは、道路法第四十三條が道路に關する費用の負擔金の收入歸屬者を定め、國庫に於て費用を負擔する、主として軍事の目的を有する國道又は主務大臣が國費を以て支辨すべきものと指定した國道の新設改築に要するものは其の費用を負擔する國庫の收入とし、其の他のものに在りては管理者たる行政廳の統轄する公共團體の收入に歸せしめたことに依つて觀るも亦第四十四條が道路の占用料其の他道路より生ずる収益は行政廳の統轄する公共團體の收入とすべきことを規定した趣旨よりして、道路法が採用した一般原則であることは窺知するに難からぬ、故に質問の場合に於て、割合を定むるに付採るべき標準は、此原則に適合したものを以て、最も公平なるものとせなければならぬ、故に二以上の公共團體が橋梁の費用を負擔する割合に依つて定むべく、其の橋梁を通行するものが、その公共團體何れか一方の團體を構成する人が大部分であると言ふが如き理由で、他の一方の團體に不利益を歸せしめてはならぬ。

問 道路敷地を取得時効に依りて取得することを得と言ふ説

あり正當なるや(北海道S.Y.生)

答 由來本問題に付きては、公共物に付民法の規定を適用するや否やの問題に胚胎して學者間議論の存する所である、

公共物は一般公衆の利用に供する物であつて、一人に其の利用を獨占せしむべき物でない、故に其の公共物の公用と兩立することを得ざる私法々律行為は其の物の上に存在することを許さない、従つて此

種の法律行為は、公用の廢止せられた後でなければ有効に成立する、とを得ざるものであつて、其の公用に供せらるゝ間は其の物に關する是等の私法行為は全く無効である、假令其の權利の取得が如何なる法律原因に因りて行はれたるかを問はず、凡て私人が其の公物の所有權を取得し、隨て其の物の管理權が、私人に歸することは、其の公物の目的と相容れざるが爲であると言ふのである、

一派の學者は、公共物は物の使用せらるゝ目的を觀て言ふ觀念であつて、其の物の所有權が何人に屬するかの問題とは何等關係のないことである、従つて公物の所有權は何人に屬するを問はず、民法に定むる所の所有權たる性質を有するのである、併しながら國家は其の物を利用するに付きて、公共物たる目的を遂げしめむが爲に、其の目的を妨ぐべき行為を禁止することがあるが、是は物の所有權に基きて爲す處分ではなくして、行政權の發動として爲す作用であつて、所有權の作用でない、國家が公共物の所有權を有せざる場合、即ち物の所有權は私人に屬するも而かもその物が公共物たる場合を考ふるときは、此理は一層明かである、併しながら公共物は、特殊の目的に供せらるゝ點に於て拘束せらるゝが故に、一般に物の所有權に根據する行為、又は所有權に對する行為は、公物の目的を害せざる範圍に於てのみ之を行ふ事を得るが、一般に物の所有權そのものは、法の範圍に於て存在するのである、公共物は性質上全く物に關する私法の外にあるものと云ふべきものでない、唯民法法の適用を制限せらるゝだけである、故に公物の目的を害せられざる限り民法上當然の權利の目的物たる事を得る物であつて、取得時効に係る場合があると言ふのである、

我大審院は單道の如き公共の用に供せらるべきものに付きては、其の公用を廢止した後非ざれば時効取得の目的と爲ることを得ざ